

# 岐阜県人材マッチングネットワーク協議会設置要綱

## (目的)

第1条 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う、労働力需給のミスマッチ解消を目的として、関係機関の横断的な協力体制を構築し、円滑に事業を実施するために、岐阜県人材マッチングネットワーク協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

## (所掌事務)

第2条 協議会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 人材シェアマッチング実施状況の情報共有に関すること。
- (2) 人材シェアマッチングの実施に係る課題等の検討に関すること。
- (3) その他協議会の目的を達成するために必要な事業に関すること。

## (構成員)

第3条 協議会は、別表に掲げる団体により構成する。

- 2 協議会の委員は、構成員から推薦された者をもって充てる。

## (会長及び副会長)

第4条 協議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長は、岐阜県商工労働部次長（産業人材担当）、副会長は岐阜労働局職業安定部長をもって充てる。

## (会長及び副会長の職務)

第5条 会長は、協議会を代表し、事業を総括する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、必要に応じ会長の職務を代行する。

## (会議)

第6条 会議は、必要に応じて会長が招集する。

- 2 会長は、必要に応じて第3条に定める者以外のものを会議に出席させることができる。
- 3 会長は、会議の目的である案件について緊急に諮る必要がある場合、あるいは文書のやりとりで業務上支障がないと判断する場合は、書面で会議を開催するとともに、書面審議により会議の意思決定をすることができる。

## (事務局)

第7条 協議会の庶務を処理するために運営事務局を設ける。

- 2 運営事務局は岐阜県商工労働部産業人材課、岐阜労働局職業安定部職業安定課で構成し、共同で運営する。

## (その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

## 附 則

この要綱は、令和2年11月4日から施行する。

令和3年1月27日 一部改正

令和3年4月1日 一部改正

別表（第3条関係）

区分	構成員
経済団体	岐阜県経営者協会 岐阜県中小企業団体中央会 岐阜県商工会議所連合会 岐阜県商工会連合会
労働団体	日本労働組合総連合会 岐阜県連合会
業界団体	岐阜県建設業協会 岐阜県トラック協会 岐阜県工業会 岐阜県観光連盟 岐阜県農業協同組合中央会 岐阜県老人福祉施設協議会 岐阜県知的障害者支援協会 岐阜県身体障害者福祉施設協議会 岐阜県老人保健施設協会 岐阜県木材協同組合連合会
支援機関	産業雇用安定センター 岐阜県産業経済振興センター 岐阜県中小企業総合人材確保センター 岐阜県福祉人材総合支援センター 建設ICT人材育成センター ぎふ建築担い手育成支援センター 岐阜県森林公社 森のジョブステーションぎふ 岐阜県社会保険労務士会
金融	岐阜銀行協会 大垣銀行協会 岐阜県信用金庫協会
行政	中部地方整備局 中部運輸局 中部運輸局岐阜運輸支局 中部経済産業局 岐阜労働局 岐阜県